

放送教育開発センター研究紀要投稿要領

平成元年7月18日
〔最近改正 平成6年9月30日〕

- 1 放送教育開発センター研究紀要（以下「研究紀要」という。）は、放送を利用して行う教育の研究及び開発並びにそれらに関連する領域に関する論文、研究ノート、書評、研究展望等を掲載発表することにより、我が国の高等教育の発展に寄与するものである。
- 2 研究紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 放送教育開発センター（以下「センター」という。）の教官（客員教官等を含む。）
 - (2) センターが受け入れた各種研究員及び研究協力者
 - (3) その他所長が適当と認めた者
- 3 原稿の種類は、次のとおりとし、いずれも未発表のものに限る。

種 類	内 容
論 文	オリジナルな研究成果をまとめたもの
研究ノート	研究の中間報告、覚書及び新しい研究方法についての報告
書 評	書籍・文献の批評、紹介
研究展望	個々の研究分野の成果をまとめ、研究の動向を展望したもの

- 4 原稿の執事に当たっては、別に定める「放送教育開発センター研究紀要執筆要領」による。
- 5 投稿する場合は、原稿の表紙に論文、研究ノート、書評、研究展望のいずれかを明記し、封筒に「研究紀要原稿」と赤書きして放送教育開発センター研究成果刊行委員会（以下「刊行委員会」という。）に送付すること。なお、論文等の区分の最終的な調整は、刊行委員会が決定する。
- 6 投稿された原稿は、審査委員が審査のうえ、刊行委員会が掲載の可否及び時期を決定する。
- 7 刊行委員会は、必要に応じ、著者に補筆や修正を求めることができる。
- 8 センターの内外の研究者の利用に供するため、研究紀要に掲載された論文等を全文データベースとして作成する。
- 9 投稿された原稿は、著者に返却する。
- 10 研究紀要の発行部数は、原則として1,500部とする。なお、著者には、別刷り50部を配付する。
- 11 研究紀要の配付先は、刊行委員会が別に定める。
- 12 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。
- 13 原稿の投稿先及び連絡先は、下記のとおりである。

〒261 千葉県千葉市美浜区若葉2-12

放送教育開発センター研究成果刊行委員会

電話 043 (276) 1111 内線 2233 FAX 043 (296) 1602